

知的・発達・精神障害のある未決拘禁者処遇における、障害者差別解消法の効果についての一考察

中部学院大学/大阪成蹊短期大学／(社福) 大阪手をつなぐ育成会  
原田 和明

社会福祉士/精神保健福祉士/介護福祉士  
介護支援専門員/相談支援専門員/福祉住環境コーディネーター2級  
sw.kazuaki.harada@gmail.com  
立命館大学大学院 社会学研究科 応用社会学専攻 博士課程後期課程

1

## ① 目的

2016年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律障害者差別解消法(略称 障害者差別解消法 以下略称で表記)が施行された。この法律では、すべての行政機関等及び事業者を対象にして、障害者への合理的配慮と不当な差別的取扱の禁止が規定されている。すべての行政機関等には、刑事司法に関わる機関や施設が含まれる。そこで、犯罪を起こして留置所や拘置所などに勾留されている知的障害、発達障害、精神障害のある未決拘禁者の処遇について、障害者差別解消法がどのような効果を及ぼすのかを検討することで、福祉の支援における捜査機関や刑事施設側への申し入れの具体的な内容の可能性を示す。

2

## ② 定義

本考察における、知的障害、発達障害、精神障害については、医療機関ないしは公的な判定機関において、当該障害があると判断された者とする。

未決拘禁を行う施設は、被疑者及び刑事被告人を収容する留置施設、拘置施設とする。

3

## ③ 倫理的配慮

事例を取り上げる際には、性別と主たる罪名、概ねの年齢などの本報告を行うにあたり、必要最小限の情報の提示にとどめる。また、事例の内容についても必要最小限でかつ考察に支障がない範囲での加工を施し、個人の特定やその他プライバシーの侵害にならないよう最大限配慮する。

4

## ④ 障害者権利条約 定義

第2条にて障害に基づく差別とは障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

合理的配慮→障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

5

## ⑤ 障害者権利条約 平等及び無差別

第4条において

- 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

- 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

6

## ⑥ 障害者権利条約 司法手続の利用の機会

第13条において

- 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

## ⑦ 障害者差別解消法に至る経緯

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）2006年12月13日採択、2008年5月3日に発効

日本は、2007年9月28日署名、2013年12月4日参議院本会議批准承認、2014年1月20日批准書寄託、2014年2月19日効力発生

2011年8月5日 障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行

（差別の禁止）第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

## ⑧ 事例1

20歳代 女性 軽度知的障害 統合失調症 殺人未遂

拘置施設にて同室者から複数の男性に手紙を書くように依頼され、手紙を書いた。

長期間の勾留中1年近くにわたって手紙の交信をした。相手が刑事施設収監中の暴力団員と判明するも、手紙の交信を止めることが出来ず。

本人釈放後も手紙の交信が続いた。

## ⑨ 事例2

30歳代 女性 重度知的障害 住居侵入

起訴後も留置施設勾留中（代用刑事施設）被疑者段階からしばしばてんかん様の発作があり、何回か受診するが効果なし。

釈放され、虐待加害者の親と兄がいる自宅に戻る。虐待加害が再開。

## ⑩ 事例3

50歳代 男性 アルコール依存症 窃盗

拘置施設にて勾留中、当初弁護士への申し入れで、ソーシャルワーカーの長時間の面接が可能になった。

その後ソーシャルワーカーが面会に行くと、拘置施設職員から時間の確認と共に、長時間の面接することで支援が得られるのならば、本人のためになることであるので推奨する旨の発言あり。

## ⑪ 考察1

勾留中に起こりえる差別的取扱や合理的配慮の欠如

職員（個人）から、同室者から、施設から

事例1  
手紙の交信への配慮がない、単独室の確保がされない

事例2  
釈放することが本人のためにならないことへの配慮。釈放にあたっての適切な対応がなされていない。

## ⑫ 考察 2

合理的な配慮

### 事例 3

障害があるので支援が必要→支援を受けられやすくする。  
長時間の面会→職員拘束時間が延びる。  
例外的な対応。周りとは違うことへの他の収容者の反応への配慮。

なお、掃除当番の強要や買い物の強要、障害を揶揄するような言動などといった差別的な取扱いがしばしば見られる。

13

## ⑬ 結果

- 留置施設や拘置施設において、障害像に対応したコミュニケーションや人間関係への配慮の必要がある。
- 釈放後におかれる環境への配慮が必要→行政や福祉関係機関への連絡、更生緊急保護への誘導
- 生活環境への配慮が必要→単独室での処遇、入浴など衛生面での配慮
- 職員による障害を捉えた上でのフォロー→本来は留置施設や拘置施設においてもソーシャルワーカーやケアワーカーの配置が必要。
- 特に未決拘禁なので、著しい苦痛を与えることは権利侵害→健常者が苦痛でないことでも障害者には苦痛になることもある。

14

## ⑭ おわりに（提言に代えて）

未決拘禁されている知的・発達・精神障害のある人への支援において、推定無罪の概念からしても施設内で不当な差別的取扱を受けるべきではなく、施設は、その障害像に応じた合理的な配慮をできるだけ行うべきである。

特に、留置施設や拘置施設では社会から強制的に隔離した関係であり、手紙と面会以外の外部との接触はできない。そういった閉塞的な環境であるがゆえ、不当な差別的取扱が起きやすいともいえる。

なお、司法は権威であり、未決拘禁も公権力の行使である。しかし、福祉は自律的なものである。したがって、ソーシャルワーカーはクライアントや弁護人からの聞き取りやを経て、未決拘禁中における、こういった不当な差別的取扱を排除し、合理的配慮の欠如といったニーズを把握し、クライアントの自己決定を得たうえで、ニーズ解決にむけての支援を行う必要がある。

15

## 参考文献

- 内田扶喜子、谷村慎介、原田和明、水藤昌彦 著  
「罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援」  
現代人文社 2011
- 加藤幸雄・前田忠弘監修／藤原正範・古川隆司編  
著「司法福祉」法律文化社 2013
- 障害者差別解消法解説編集委員会 編著「概説 障害者差別解消法」法律文化社 2014
- 丸山泰弘 編「刑事司法と福祉をつなぐ」成文堂  
2015

16